

令和 8 年度固定資産税(償却資産)申告の手引

- (6) 「種類別明細書(増減資産用)」の各欄の記載のしかた
 全資産申告する場合は記載する必要はありません。
 令和7年中に、新品取得、中古品取得及び移動により受入れた資産(増加資産)ならびに、申告済資産のうち、売却、減失又は他へ移動した資産(減少資産)について記載してください。

記載例

所有者名		3枚のうち		2枚目									
令和 8 年度 種類別明細書(増減資産用)													
<table border="1"> <tr> <td>資産識別コード</td> <td>0003</td> </tr> <tr> <td>申告区分</td> <td><input type="checkbox"/>当初申告 <input type="checkbox"/>修正申告</td> </tr> <tr> <td>処理方式</td> <td><input type="checkbox"/>一般処理</td> </tr> <tr> <td colspan="2">申告書等送付番号</td> </tr> </table>						資産識別コード	0003	申告区分	<input type="checkbox"/> 当初申告 <input type="checkbox"/> 修正申告	処理方式	<input type="checkbox"/> 一般処理	申告書等送付番号	
資産識別コード	0003												
申告区分	<input type="checkbox"/> 当初申告 <input type="checkbox"/> 修正申告												
処理方式	<input type="checkbox"/> 一般処理												
申告書等送付番号													
行番号	異動区分	資産の種類	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月 (年・月・日)	元日取得	取得価額 (円)	耐用年数	申告年度	増減事由 (注6)	摘要 (注5)	
01	1	1		自動車用充電	2	5 7 3		12,000,000	07		1	条例で定めるもの	
02	1	5		車両	5	5 7 5		3,500,000	07		1		

この欄は記載する必要はありません。

- 「申告区分」欄……………申告区分について、該当する方にチェックを入れてください。
 「処理方式」欄……………処理方式について、該当する方にチェックを入れてください。
 「申告書等送付番号」欄……………種類別明細書に出力された申告書等送付番号を記載してください。
 「所有者名」欄……………氏名又は名称を記載してください。また、この「種類別明細書(増減資産用)」について3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。
 「異動区分」欄……………1増加、2減少、3訂正のいずれかの数字を記載してください。
 「資産の種類」欄……………減少した資産、増加した資産の種類コードを記載してください。
 「物件番号」欄……………増加した資産については、記載する必要はありません。減少資産については、種類別明細書に出力されたもののうち減少した資産の物件番号を記載してください。
 「資産の名称等」欄……………増加した資産、減少した資産の名称等を記載してください。
 「数量」欄……………増加した資産、減少した資産の数量を記載してください。減少した資産については、減少後の数量を記載してください。
 (例、5個の内2個減少させる場合は減少後の個数の「3」を記載してください。)
 「取得年月(年号・年・月)」欄……………増加した資産、減少した資産の取得年月、年号を記載してください。年号については、昭和を「3」平成を「4」令和を「5」と記載してください。
 「元日取得」欄……………元日(1月1日)に取得した場合は1を記入してください。
 「取得価額」欄……………増加した償却資産については、取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他当該償却資産を事業の用に供するため直接要した費用を含む)を記載してください。また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。
 減少した資産については、減少後の取得価額を記載してください。(減少する額ではありませんのでご注意ください。)
 「耐用年数」欄……………増加した資産、減少した資産の耐用年数を記載してください。
 「申告年度」欄……………記載する必要はありません。
 「増減事由」欄……………1新品取得、2中古品取得、3売却、4減失、5移動、6その他からいずれかの数字をご記載ください。
 「摘要」欄……………「異動区分」が2減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」(全部減少の場合は0が入ります)を、「摘要」の欄に減少前の取得価額をご記載ください。

6. その他

- (1) 廃業、解散等の場合でも整理の都合上、申告書にその旨を記載して提出してください。
 (2) (控)は次年度以降申告の際に必要ですから大切に保存してください。
 (3) 正当な理由なくして虚偽の申告をしたり、申告をしなかった場合は、地方税法第385条の規定により1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることがありますので申し添えます。
 (4) 用紙の不足または申告等において不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。
 (5) 種類別明細書(増減資産用)につきましては、コンピューター入力に用いるため、ていねいに記入をお願いします。

申告期限	令和8年2月2日(月曜日)
提出先	〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号
問い合わせ先	大田原市役所税務課資産税家屋係 電話 0287-23-8864

1. 固定資産税(償却資産)の申告について

- (1) 固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産の所有者に対して課税されます。
 (2) 償却資産の所有者は、地方税法第383条(固定資産の申告)の規定により当該償却資産について申告書を提出していただくことになっています。
 (3) 令和8年1月1日現在、大田原市内に所有している償却資産について申告してください。
 (4) 申告書の提出期限は、**令和8年2月2日**です。

2. 償却資産の範囲

- 固定資産税の対象となる償却資産の範囲は、おおむね次のとおりです。
 (1) 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産
 (2) 減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入される資産
 (3) 遊休未稼働であっても事業の用に供しうる状態にある資産
 (4) 簿外資産、償却済資産で現に事業の用に供している資産
 (5) 建設仮勘定として経理されている資産でその一部が1月1日までに完成し事業の用に供している資産

※ただし、次の資産は除かれます。

- イ. 無形減価償却資産(特許権・実用新案権等)
 - ロ. 繰延資産(開業費・試験研究費等)
 - ハ. 自動車税、軽自動車税が課税される資産(自動車、軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車等)
 - ニ. 耐用年数が一年未満の償却資産
 - ホ. 取得価額が10万円未満の償却資産で、当該償却資産の取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一時に損金又は必要な経費に算入された資産
 - ヘ. 税務会計において、取得価格20万円未満の減価償却資産で事業年度ごと一括して3年間で償却を行うことを選択した場合の資産
 - ト. 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの
- (6) 償却資産とは、例えば次に掲げるような事業用資産です。
 構 築 物……門、塀、舗装路面、煙突、ネオン塔、その他土地に定着する土木設備等
 機 械 及 び 装 置……モーター、ボール盤、化学装置、冷凍装置、その他機械及び装置等
 船 舶……ボート、釣舟等
 航 空 機……飛行機、ヘリコプター、グライダー
 車 輛 及 び 運 搬 具……自転車、リヤカー、手押車、大型フォークリフト、キャタピラを有する大型特殊自動車等
 工 具 器 具 及 び 備 品……机、イス、ロッカー、タイプライター、計算機等

3. 非課税とされる資産

地方税法第348条の規定に該当する資産は、固定資産税が課税されません。
 なお、当該資産については、別途書類を提出していただく場合があります。

4. 課税標準の特例の適用される資産

地方税法第349条の3及び本法附則第15条各項に該当する資産は、固定資産税が軽減されます。
 なお、当該資産については、別途書類を提出していただく場合があります。

5. 償却資産申告書の記載要領

- (1) 「種類別明細書」は複写式になっており、1枚目は提出用、2枚目は控用ですので、1枚目(提出用)を提出してください。
 (2) 「償却資産申告書」には、1月1日現在におけるすべての資産の価額について記載し、「種類別明細書(増減資産用)」には令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加・減少した資産について記載してください。
 なお、資産に増減がない場合でも19欄「資産に増減なし」にチェックを入れ、必ず申告してください。
 (3) 本年度はじめて申告される事業所については全資産申告してください。

